

第四次地域管理経営計画書（案）

（北上川上流森林計画区）

計画期間

自 平成23年4月 1日

至 平成28年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間とする北上川上流森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

目 次

はじめに	1
I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	2
1 国有林野の管理経営の基本方針	2
（1） 計画区の概況	2
（2） 国有林野の管理経営の現況・評価	2
① 計画区内の国有林野の現況	2
② 主要事業の実績	4
ア 伐採量	4
イ 更新量	4
ウ 保育量	4
エ 林道の開設及び改良	5
オ 保護林・緑の回廊	5
（3） 持続可能な森林経営の実施方向	6
① 生物多様性の保全	6
② 森林生態系の生産力の維持	6
③ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
④ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	7
⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	7
（4） 政策課題への対応	7
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
（1） 機能類型ごとの管理経営の方向	9
① 水土保全林における管理経営の指針と その他水土保全林に関する事項	9
ア 国土保全タイプ	9
イ 水源かん養タイプ	9
② 森林と人との共生林における管理経営の指針と その他森林と人との共生林に関する事項	10
ア 自然維持タイプ	10
イ 森林空間利用タイプ	10
③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と その他資源の循環利用林に関する事項	11
（2） 地域ごとの機能類型の方向	11
① 沼宮内地区（1001～1112、1209～1211、1214、 1315～1326、1409～1410 林班）	11
② 外山地区（59～71、80～87、205～372 林班）	11
③ 滝沢地区（15、42～48、90～95、143、156～166 林班）	12
④ 志和・煙山地区（401～409、411～438 林班）	12
⑤ 根田茂川地区（501～516、518～538、540～550、552～555 林班）	12
⑥ 葛根田地区（689～792、801～804 林班）	12

⑦ 御所・鶯宿地区（ 601～688、794 林班 ）	1 2
3 流域管理システムの推進に必要な事項	1 3
① 流域ニーズの的確な把握	1 3
② 国有林の情報、技術、フィールドの提供	1 3
③ 民有林・国有林一体となった取組	1 3
④ 林業事業体の育成	1 3
⑤ 下流域との連携	1 4
4 主要事業の実施に関する事項	1 4
① 伐採総量	1 4
② 更新総量	1 4
③ 保育総量	1 5
④ 林道の開設及び改良の総量	1 5
5 その他必要な事項	1 5
① 地球温暖化防止対策の推進	1 5
② 生物多様性の保全	1 5
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	1 5
1 巡視に関する事項	1 5
(1) 山火事防止等の森林保全巡視	1 6
(2) 境界の保全管理	1 6
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	1 6
3 特に保護を図るべき森林に関する事項	1 6
(1) 保護林	1 6
(2) 緑の回廊	1 7
4 その他必要な事項	1 7
(1) 水辺の整備	1 7
(2) 希少な野生動植物の保護	1 7
(3) 野生動物との共生及び被害対策	1 8
(4) その他	1 8
III 林産物の供給に関する事項	1 8
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 8
2 その他必要な事項	1 8
IV 国有林野の活用に関する事項	1 8
1 国有林野の活用の推進方針	1 8
2 国有林野の活用の具体的手法	1 8
3 その他必要な事項	1 9
V 国民の参加による森林の整備に関する事項	1 9
1 国民参加の森林に関する事項	1 9
2 分収林に関する事項	1 9
3 その他必要な事項	1 9
(1) 森林環境教育の推進	1 9
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	2 0
(3) 地域住民や関係機関と連携した取組	2 0
(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進	2 0
(5) 双方向の情報受発信	2 0
VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	2 1
1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	2 1

2	地域の振興に関する事項	2 1
3	その他必要な事項	2 1

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林の期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

また、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され制度的課題及び実践的課題の両面から現行施策の抜本的な見直しが進められるなか、平成22年11月に森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめが公表された。具体的には、森林計画制度の見直し、森林施業の集約化や路網整備の推進、担い手となる林業事業者や人材の育成、木材の利用拡大などについて、取りまとめられたところである。また、国有林については、民有林との連携による「森林共同施業団地」の設定や木材の安定的供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材の育成を推進するとされたところであり、これらの取組等を総合的に推進し、森林・林業の再生に向けた施策を積極的に推進することとする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の北上川上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、北上川上流森林計画区における国有林野の管理経営は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、平成23年4月1日を始期として策定した第四次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、岩手県のほぼ中央部に位置する北上川上流森林計画区内の国有林野 61,623 ha である。

当計画区は、計画区内を南北に流れる北上川を境に、東部が北上高地地域、西部が奥羽山脈地域となっている。北上高地地域は、一般に起伏が少なく、毛無森など 1,000 m 以上の山々が平坦な山頂を連ね、平原の地形をなしている。奥羽山脈地域は、秋田県境に乳頭山、駒ヶ岳などの山地群が連なり、日本海側と太平洋側に画する脊梁となっており、三ツ石山から、岩手山と岩手火山群が盛岡市の北西まで張り出し、岩手山の山麓には広い裾部が展開している。河川は、東から米内川、丹藤川が西流し、また西から雫石川、滝名川が東流し、北上川に注いでいる。

林況は、山岳部はブナを主とする天然林が多く、その下方ではスギ、アカマツ、カラマツ人工林となっている。特に、北上川沿いに点在する丘陵地帯は御堂マツと称されるアカマツ優良材の生産地となっている。従来より豊かな森林資源を利用して木材加工業が発達しているほか、キノコや山菜を利用した食品加工業が地域の重要な産業となっている。

奥羽山脈地域、北上高地地域とも稜線から市街地へと続く河川が多いこと等から、水源かん養、土砂流出防備等の保安林に加え、十和田八幡平国立公園、外山早坂高原県立自然公園をはじめ、県指定の自然環境保全地域や葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域の指定及び自然休養林等のレクリエーションの森が選定され、入り込み者の数も多い。また、両地域とも交通の便に恵まれ、首都圏から比較的近く、温泉、溪谷、豊かな森林景観など豊富な観光資源に恵まれていることから、スキーや登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、また、適切な森林整備とこれらを通じて供給される木材の有効活用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定や排出抑制につながり、地球温暖化防止にも貢献することとなる。

このような当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮し、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

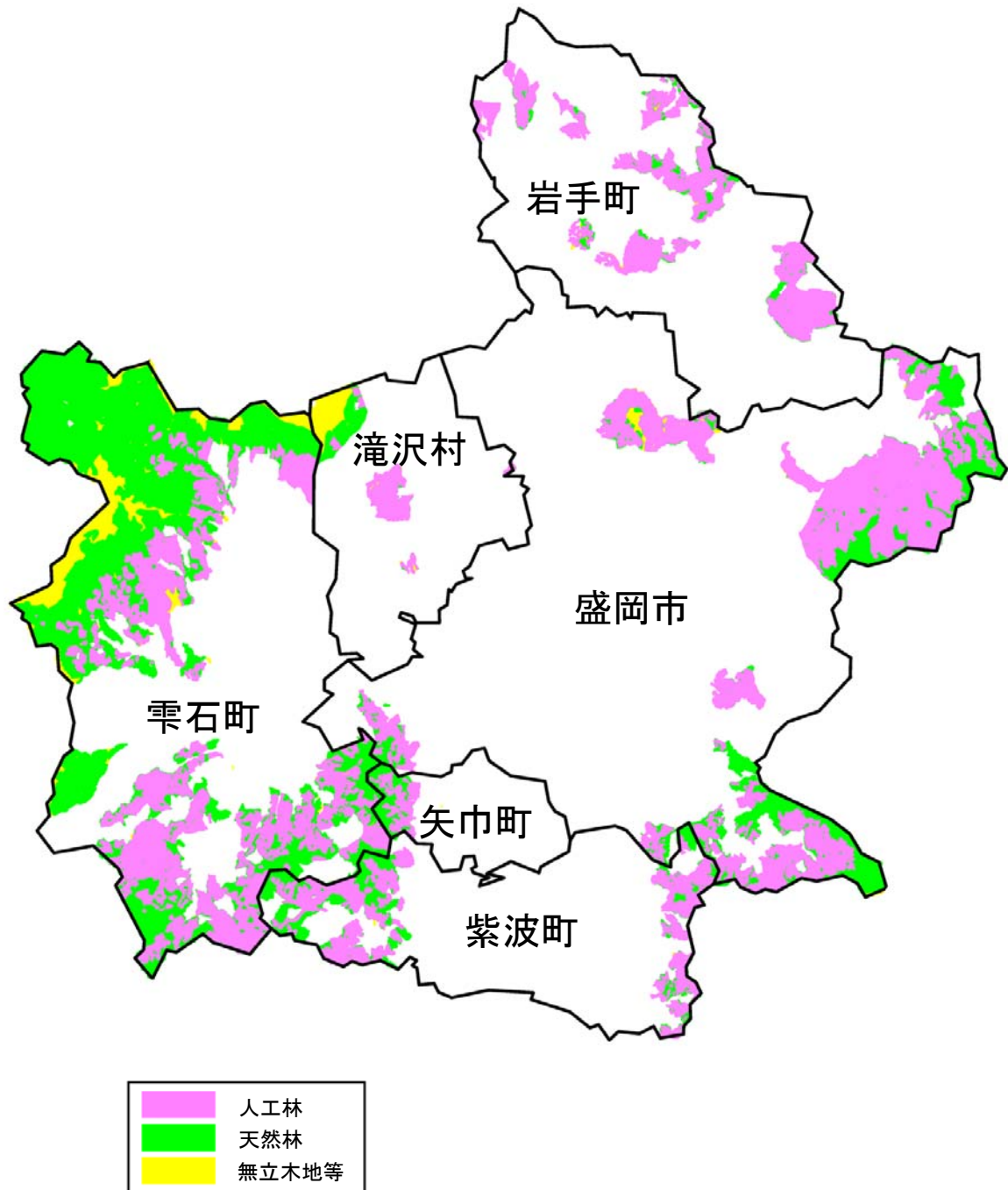
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成22年12月時点）としては、人工林を中心とする育成林が26,330 ha（育成単層林24,563 ha、育成複層林1,767 ha）、天然生林が30,393 haとなっており、主な樹種としては針葉樹ではスギ1,233 千m³、カラマツ1,520 千m³、アカマツ926 千m³、広葉樹ではブナ1,605 千m³、ナラ422 千m³となっている。また、林相別に見ると針葉樹林18千ha、針広混交林14千ha、広葉樹林25千haとなっている。

人工林についてみると、齢級構成では間伐対象齢級である4齢級から12齢級が9割強と大半を占める一方、13齢級以上の高齢級林分は約1割となっている。

図－1 人天別分布図



② 主要事業の実績

第3次計画（H18年度～H22年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、H21年の変更計画により、主伐に伐採量を追加計上した臨時伐採を、地球温暖化対策に資する間伐として実施したことや分収造林の伐期延長による実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したが、岩手県による松くい虫対策としてのアカマツの伐採規制などにより、計画を下回る実績となった。

（単位：材積 千m³）

	計画		実績	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	137	247 (3,687ha)	113	152 (3,171ha)

注1) () は間伐面積である。

注2) 伐採量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、分収造林の伐期延長に伴う実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。
天然更新については、概ね計画どおりの実績となった。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	312	41	98	45

注1) 更新量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

ウ 保育量

下刈については、分収造林の伐採跡地を国有林野事業において実施したことなどから、計画を上回る実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、つる切・除伐については、計画を上回る実績となった。

(単位：面積ha)

	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	105	288	342	758

注1) 保育量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

なお、林道の改良については、計画どおりの実績となった。

区分		計画	実績
開設	路線数	27	8
	延長量 (km)	42.9	11.6
改良	路線数	2	2
	延長量 (km)	0.1	0.1

注1) 林道の開設の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。また、改良についても同様である。

オ 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

なお、緑の回廊における面積の減少は、国有林野の売り払いによるものである。

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
保護林	5	5284	5	5284

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
緑の回廊	58	7759	58	7758

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセスに参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（64指標）が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進しているところである。

① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

② 森林生態系の生産力の維持

森林としての生長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 森林病虫害の監視強化及び早期駆除

④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 沢沿い、急斜面等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進

⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「ふれあいの森」や「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ 南八幡平自然休養林等レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やHPの充実による情報発信
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 森林現況の着実な把握

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主な取組目標
<p>森林の公益的機能の発揮</p>	<p>【生物多様性の保全】 「早池峰山周辺森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図るとともに、「北上高地緑の回廊」、「奥羽山脈緑の回廊」については針広混交林に誘導するための抜き伐りやモニタリング調査を実施する。</p> <p>【森林吸収源対策の推進】 森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。</p> <p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工11箇所、山腹工6箇所の治山事業を実施する。 また、平成22年に発生した豪雨災害で被害を受けた岩手町横沢川上流域において、治山施設を設置する。</p>
<p>地域の林業・木材産業への貢献</p>	<p>【木材の安定供給】 スギ・カラマツを中心とした木材を供給するための伐採、及び効果的かつ効率的な森林整備を行うための路網整備を実施する。</p>
<p>国民の森林としての国有林の活用</p>	<p>【国民参加の森林づくり】 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「遊々の森」として設定された「岩手山山麓森林環境体験学習の森」や「子抱山遊々の森」、「毛無森・砂子沢遊々の森」において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。 また、「レクリエーションの森」として設定された雫石地区の野外スポーツ林については、引き続き、スキー場等を森林レクリエーションの場として利用促進を図る。</p>

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源のかん養を目的とする「水土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」、及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、それぞれの目的に応じて次のような管理経営を行うこととする。

① 水土保全林における管理経営の指針とその他水土保全林に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、水土保全林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、水土保全林36,652ha（国土保全タイプ8,398ha、水源かん養タイプ28,254ha）としていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源かん養保安林の指定を推進したため、水土保全林の面積が下表のとおり増加することとなった。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹種で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	8, 3 9 5	2 9, 1 2 4	3 7, 5 1 9

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林における管理経営の指針とその他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、森林と人との共生林16, 146ha（自然維持タイプ12, 099ha、森林空間利用タイプ4, 047ha）としていたところ、今回の計画では、下表のとおり、前計画と比較して大きな変更はない。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行うこととする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図ることとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行うこととする。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にあるものや今後の維持管理等が見通し難しいものについては、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図ることとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		合 計
		うち、保護林		うち、 レクリエーションの森	
面 積	12,099	5,284	4,046	3,418	16,144

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

資源の循環利用林については、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行うものとする。

また、前計画では、資源の循環利用林9,446haとしていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源かん養保安林の指定を推進したため、下表のとおり、その面積が減少することとなった。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他生産活動の対象	計
面 積	8,254	321	8,575

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

① 沼宮内地区 (1001～1112、1209～1211、1214、1315～1326、1409～1410 林班)

当地区は岩手町の丘陵林で、その多くがスギ、アカマツ、カラマツ人工林からなっており、木材生産機能を発揮させるため、主として資源の循環利用林に区分して管理経営を行うこととする。また引木沢地区は、下流域に農耕地があること等から水源かん養機能を発揮させるため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

② 外山地区 (59～71、80～87、205～372 林班)

当地区は、盛岡市の北東部に位置し、その多くがブナ、ナラを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。水源かん養機能を発揮させるため主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。県立自然公園に指定されている地域について

ては、盛岡市民の憩いの場になっていることから、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

③ 滝沢地区（ 15、42～48、90～95、143、156～166 林班）

当地区は、岩手山東山麓一帯とその下方に位置する丘陵林からなっている。山麓の上部は十和田八幡平国立公園に指定されていることから、自然景観の維持等保健文化機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。また、下方は水源かん養保安林に指定され、農耕地等への用水確保や水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。丘陵林地帯は、分収造林契約地が多く、地域振興に活用されていることなどから、木材生産機能を発揮させるため、資源の循環利用林に区分して管理経営を行うこととする。

④ 志和・煙山地区（ 401～409、 411～438 林班）

当地区は、北上川の右岸の丘陵林で、ブナ、ナラを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。住宅地や農地に近く、更に下方に交通機関の施設があることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定され、山地災害防止機能と水源かん養機能の発揮が期待されていることから、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

⑤ 根田茂川地区（ 501～516、 518～538、 540～550、 552～555 林班）

当地区は、北上川の左岸に位置する丘陵林で、ブナ、ナラを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。当地区は、根田茂川流域、毛無森周辺及びそれ以外の地域に分かれている。根田茂川流域は、集落に近く、流域内の集水は全て根田茂川に注ぐこと等水源かん養機能の発揮が必要なことから、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。また、毛無森周辺は早池峰山周辺森林生態系保護地域に指定されており、自然環境の保全等保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。それ以外の地域は、比較的緩やかな地形をなしており、木材生産機能を発揮させるため、資源の循環利用林に区分して管理経営を行うこととする。

⑥ 葛根田地区（ 689～792、 801～804 林班）

当地区は、葛根田川上流域と国見地区一帯に位置する山岳林で、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。JR田沢湖線の北側の国見地区一帯は水源かん養保安林・土砂流出防備保安林に指定され、水源かん養機能及び山地災害防止機能を発揮させるため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。これ以外の地域は、十和田八幡平国立公園及び南八幡平自然休養林に指定されており、また、葛根田川最上流部のブナを主とする原生的な天然林は葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域に指定されており、自然環境の保全等保健文化機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

⑦ 御所・鶯宿地区（601～688、794 林班）

当地区は、鶯宿川流域に位置する山岳林で、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。流域内に鶯宿ダムほか3つのダムが設置されており、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、また、下流には住宅、温泉宿などがあり、水源かん養機能及び山地災害防止機能を発揮させるため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、引き続き、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組むこととする。

① 流域ニーズの的確な把握

北上川上流流域森林・林業活性化協議会、林業関係機関・団体等との会合等において、森林の保全整備、林産物の安定的供給等、川上から川下までを通じた課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営に活かしていくよう努めることとする。

具体的には、流域内にある原木市場、大型の製材工場の事業者に対して、国有林の年間事業量の見通しなどの情報提供を行うとともに、立木・素材の安定供給等流域のニーズや要望を的確に把握し、地域材の利用拡大を図っていくこととする。

② 国有林の情報、技術、フィールドの提供

十和田八幡平国立公園、南八幡平自然休養林等の森林レクリエーション、保健休養の場の提供、また、都南水土保持モデル林、平蔵沢ヒバ人工林施業展示林等のフィールドを活用して、国有林野における管理経営や森林整備技術についての情報を積極的に提供する。

また、高性能林業機械等の利用や列状間伐、計画的な路網の整備等による効率的・効果的な間伐に取り組むとともに、技術指導や研修に必要なフィールドを提供し、岩手県、岩手県林業労働力確保支援センター等と連携した森林施業技術検討会の実施等により林業技術の向上等に努める。

③ 民有林・国有林一体となった取組

地域材の銘柄化や森林吸収源対策のための間伐の推進に向け、共同施業団地の設定等により、木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等を図るとともに、間伐、路網の整備など、民・国が一体となった取組の推進に努めることとする。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との調整を図り、合理的な路網整備に努めることとする。

④ 林業事業体の育成

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資することとする。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図ることとする。

特に、システム販売の推進により森林・林業及び関係事業体の活性化に資するべく、事業体との連携のもと、間伐の推進に努めることとする。

⑤ 下流域との連携

遊々の森、小中学生等に対する作業体験や森林教室等の各種活動の支援、南八幡平自然休養林等のレクリエーションの森における森林浴や自然観察会による森林とのふれあいの場の提供、事業見学会等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、森林・林業の役割等の情報を分かりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、分収林等の制度を活用し、下流域関係者自ら行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

具体的には、第4次アクションプログラムにより、下流域住民を対象に国有林の事業見学会等を実施することとする。

4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は民間委託により勧めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努めることとする。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努めることとする。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量

(単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	70,000	299,000 (7,978)	369,000 (7,978)

注1) () は、間伐面積 (単位：ha) である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	385	16	402

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	1, 3 0 2	1 3 2	1, 4 3 4

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	1 3	2 3, 1 4 7	0	0

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

5 その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施することとする。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努めることとする。

具体的には、小径木間伐材を利用した土木資材を製作する業者等のニーズの把握に努め、販売を積極的に進めることとする。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、原始的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について厳格な保全・管理を行う保護林において、引き続き、適切な保全・管理を行うこととする。

また、それ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に寄与することとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進することとする。

具体的には、「北上高地緑の回廊」において、抜伐り等森林整備を実施することとする。

Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全巡視

森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努めることとする。

具体的には、協力団体等と協定を結び山火事防止パトロールを実施することとする。

(2) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努めることとする。

なお、除草剤の埋設地については、年2回の定期点検を実施するほか、必要に応じ、巡視するなど、適切に管理していくこととする。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努めることとする。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずるおそれがあることから、随時、経常業務の遂行と並行して保全巡視に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。

なお、当計画区内の私有林においても、松くい虫による被害の発生が見られることから、県、市町村等と連絡を密にするとともに、日常の監視業務を強化することとし、被害が見られた場合は、適切にその防止対策を講ずることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

当計画区は貴重な自然環境としての天然林等が多数存在するため、適切に保護を図っていくこととする。また、要請に応じ、大学や試験研究機関の学術研究フィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。なお、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	2	5, 254
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	1	5
植物群落保護林	2	25
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総 数	5	5, 284

(2) 緑の回廊

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに八甲田山周辺から蔵王周辺まで、約2kmの幅で延長約400kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約34kmを設定している。

「北上高地緑の回廊」は、概ね北上高地の分水嶺沿いに、早池峰山周辺森林生態系保護地域の核として、北は久慈市の平庭岳から、南は大船渡市の毛無森山まで、約2kmの幅で延長約150kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約24kmを設定している。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、照度及び採餌空間の確保等、野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、今後とも針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努めることとする。

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
奥羽山脈	34	4, 780
北上高地	24	2, 978
総 数	58	7, 758

注) 数値は、当計画区に係るもののみである。

4 その他必要な事項

(1) 水辺の整備

水質の保全や野生動植物の生息・生育環境の整備に資する観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

(2) 希少な野生動植物の保護

希少な野生生物については、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努めることとする。

特に、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類の保護に関しては、営巣地付近での施業の実施について専門家の見解を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施するものとする。

(3) 野生動物との共生及び被害対策

カモシカ、サルなどとの共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

(4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本計画区においては、スギ・カラマツ・アカマツ等人工林の資源状況を踏まえ、主伐・間伐を通じて生産される素材及び立木の安定的・持続的な供給に努める。

さらに、需要や販路の拡大を図る観点から、製材品需用者も視野に入れた協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努め、木材の生産・流通・加工の担い手の育成整備に資することとする。

2 その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等施設を新改築する場合は木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組むこととする。

また、地方公共団体等の関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の推進に寄与することとする。

Ⅳ 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努めるものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売却情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

3 その他必要な事項

特になし。

V 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「ふれあいの森」の制度について、地方公共団体、ボランティア団体等への周知徹底に加え、ボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努めることとする。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努めることとする。

2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進することとする。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進することとする。

特に、現在法人の森として契約している箇所の森林整備等に対して、引き続き技術支援等行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進することとする。

なお、国有林野を活用し体験活動を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供することとする。

その際、森林管理署に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や

技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供、波及効果が期待される取組を積極的に推進することとする。

遊々の森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
岩手山山麓森林環境 体験学習の森 (滝沢村)	盛岡森林管理署 岩手山国有林 (91ろ2、は1、は2、は3、は 4、と2)	20.00
子抱山遊々の森 (岩手町)	盛岡森林管理署 子抱国有林 (1019ろ3、1020ち、り、 そ、れ、わ1)	16.33
毛無森・砂子沢遊々 の森 (盛岡市)	盛岡森林管理署 毛無森国有林 (535と、ぬ、た、536と、ち 537ほ、ち1、ち2、そ)	93.07

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努めるものとする。

(3) 地域住民や関係機関と連携した取組

岩手県、市町村、林業関係団体等と連携し、低コスト作業路及び列状間伐の推進など、今後予想されるマツ枯れ被害、ナラ枯れ被害について県を始めとする民有林関係機関と被害情報の共有化を図り、防除及び被害の拡大防止に努めていくこととする。

また、地域における課題を取り上げる地域発案システムにおいて、管内で関心が高まっている事項を取り上げ、地域住民や関係機関が参加して意見交換をする場を設け、課題の解決策を検討する。

(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署の情報の提供に努めるとともに、地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進することとする。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、署HPページの充実を図り、幅広い情報の発信を行うこととする。

(5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、森林管理署の取組等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、調査用フィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、北上川上流流域・森林林業活性化センター、関係団体と連携して低コスト作業システムや間伐に関する検討会等を実施し、流域内の林業技術の向上に努めることとする。

2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

具体的には、森林整備事業の計画的な発注を通じて林業事業者の育成を行うとともに、志和・煙山地区が岩手県の木材流通の中心地域であり、市場や消費者の動向を把握しやすい地域であることから、それらのニーズに迅速かつきめ細かく対応した木材の供給を行い、地域産業の振興に資するよう努めるものとする。

また、雫石地区の野外スポーツ林におけるスキー場等を森林レクリエーションの場として利用促進を図ることにより地域振興に寄与することとする。

3 その他必要な事項

特になし。